

令和3年度愛媛県社会福祉施設等応援職員派遣協力金交付要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、職員が自宅待機等になることで人員が不足した社会福祉施設等のサービス継続等のため、使命感を持って応援職員の派遣や代替サービスの提供を行った法人に対し、協力金を交付する。

第2 定義

この要領において、「社会福祉施設等」とは、県内に所在する高齢者福祉施設・事業所、障害福祉サービス施設・事業所、児童養護施設、救護施設等をいう。

第3 協力金の交付対象者

協力金の交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、職員が不足した社会福祉施設等に対し、運営する施設から応援職員を派遣した法人
- (2) (1)の法人が運営する派遣元施設に対し、応援職員を派遣した法人
- (3) 新型コロナウイルス感染症感染者が発生した等により休業した居宅サービス事業所に代わり、利用者に対して代替サービスの提供を行った事業所を運営する法人

第4 協力金交付要件

本協力金は、次の全ての要件を満たす法人であり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに県に申請があったものに対して交付する。

- (1) 社会福祉施設等を運営する法人であること
- (2) 同一法人内の施設や事業所に感染者が発生したことによる、応援職員の派遣または代替サービスの提供ではないこと

第5 その他

この要領に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

第6 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。